

平成25年(才)第1366号

平成25年(受)第1673号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成21年(ネ)第5746号損害賠償等費用請求事件について、同裁判所が平成24年12月26日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあり、申立人らから上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用は上告人兼申立人の負担とし、申立費用は上告人兼申立人及び申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成27年3月4日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千 葉 勝 美

裁判官 小 貫 芳 信

裁判官 鬼 丸 か お る

裁判官 山 本 庸 幸